国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究診療等・管理運営改善目的積立金	1,027,059,639	1,027,059,639	2,578,089,734

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）　（単位：百万円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	135,444		
一般管理費	3,403		
財務費用	455		
雑損	6		
臨時損失	603	139,913	
(2)　（控除）自己収入等			
授業料収益	△　9,202		
入学金収益	△　1,433		
検定料収益	△　236		
附属病院収益	△　38,006		
受託研究収益	△　14,300		
共同研究収益	△　3,856		
受託事業等収益	△　1,143		
寄附金収益	△　3,171		
財務収益	△　14		
資産見返負債戻入	△　2,731		
雑益	△　1,893		
臨時利益	△　187	△　76,178	
業務費用合計			63,735
Ⅱ　損益外減価償却相当額			8,865
Ⅲ　損益外減損損失相当額			861
Ⅳ　損益外有価証券損益相当額（確定）			—
Ⅴ　損益外有価証券損益相当額（その他）			198
Ⅵ　損益外利息費用相当額			11
Ⅶ　損益外除売却差額相当額			28
Ⅷ　引当外賞与増加見積額			60
Ⅸ　引当外退職給付増加見積額			479
Ⅹ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	1,033		
政府出資の機会費用	143	1,177	
Ⅺ　（控除）国庫納付額			—
Ⅻ　国立大学法人等業務実施コスト			75,418

注記

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

ただし、機能強化経費及び特殊要因経費の一部については、文部科学省の指示に従い業務達成基準、あるいは費用進行基準を採用しております。

なお、国立大学法人東北大学業務達成基準取扱細則に基づき、総長が指定した業務については業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～59年
構築物	２～60年
機械装置	２～17年
工具器具備品	２～20年

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数で、受託研究等収入によって取得した固定資産については研究期間で減価償却をしております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。